

衣浦港における台風襲来時の対策基準について

【制定】 平成25年3月31日

【改正】 平成30年5月22日

令和3年10月1日

令和7年6月12日

衣浦港における台風襲来時の対策基準を以下のとおり定める。

1 勧告の区分等

衣浦港において港長が発令する港則法第39条第4項に基づく勧告の区分は、以下のとおりとし、その措置すべき対策の基準は別表1にする。

- (1) 第一警戒体制（準備体制）
- (2) 第二警戒体制（避難体制）

2 警戒体制の発令基準

警戒体制等の発令基準は、原則として、次のとおりとする。

(1) 第一警戒体制(準備体制)

台風の進路等推定をした場合、強風域が衣浦港にかかるときに、その6時間前に発令する。

ただし、強風域が衣浦港にかかる時刻が夜間となる場合は、日没6時間前とする。

(2) 第二警戒体制(避難体制)

台風の進路等推定した場合、暴風域が衣浦港にかかる可能性があるとき、強風域がかかる3時間前に発令する。

ただし、強風域が衣浦港にかかる時刻が夜間となる場合は、日没3時間前とする。

また、気象・海象に応じ、水先人の乗船を必要とする船舶に対して別途発令する場合がある。

3 警戒体制の解除基準

警戒体制の解除基準は、次のとおりとする。

(1) 発令が第一警戒体制のみの場合

衣浦港が強風域に入らないことが確実となったとき、又は、衣浦港が強風域から脱したときとする。

(2) 第二警戒体制が発令された場合

台風が通過し、原則として港内風速が 15m/s (10分間平均)以下となったときとする。

4 警戒体制の発令及び解除時期の伝達方法等

- (1) 警戒体制の発令及び解除の時期については、国際VHFによる放送周知（なごやほあん）、第四管区海上保安本部の海の安全情報（インターネット）への掲載、巡視船等による港内周知の他、事務局（衣浦海上保安署）からの衣浦港台風・地震津波対策等委員会連絡網による一斉FAX等により伝達する。
- (2) 衣浦港在泊船舶に対する情報提供系統は、別図1「台風・地震津波等伝達系統図」のとおりとする。

5 対処要領

警戒体制における基本的な対処要領は別表1に定めるほか、以下によるものとする。

- (1) 避難勧告等により避泊する船舶は、港外の安全な海域に避泊するものとする。
- (2) (1)により錨泊する船舶は、振れ回りを考慮した安全な距離を確保するとともに、VHFの聴取及び見張りの励行等厳重な警戒措置を行うこと。
また、走錨防止のため、レーダー及びAIS等により自船位置の連続監視を行うこと
- (3) 運航要員不足や修理中の船舶にあつては、避難が可能であれば勧告に従い避難するものとするが、困難又は不可能であれば、十分な増しもやい等による確実な係留措置を行うこと。

6 その他

台風襲来時において衣浦港長が必要と認めるときは、港則法第39条第3項に基づく命令を発することがある。

勧告の区分と対策内容等

勧告の区分	対 策 内 容 等
第一警戒体制 (準備体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船（小型船及び汽艇等を除く）は、荒天準備となし、必要に応じ直ちに運航できるよう準備すること。 2 筏は、貯木場へ早期収容する等流木対策の準備にかかること。 3 小型船及び汽艇等は、河川その他安全な場所に避難するための準備を開始すること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送信状態とすること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・台風情報、気象海象状況に留意すること。
第二警戒体制 (避難体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数1,000トン以上の船舶は、速やかに港外に退避すること。 2 筏は、貯木場への収容を完了し嚴重な警戒体制につくこと。 3 小型船及び汽艇等は、河川運河その他安全な場所に避難するか又は陸揚げを行なうこと。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送信状態とすること。 ・走錨防止のため、レーダー等により自船の位置を連続監視すること。 ・機関はスタンバイ状態とし、直ちに運航できる体制を保持すること。 ・最新の台風情報、気象海象状況及びその突然の変化にさらに注意すること。

「台風・地震津波等伝達系統図」

